五監公告第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年10月30日

五泉市監査委員 浅 井 昇 剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準(令和2年3月25日監査委員訓令第1号)に準拠して 監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

選举管理委員会事務局

4. 監査の範囲

令和7年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

- 6. 監査の実施場所及び期間
- (1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和7年9月30日~令和7年10月28日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の 結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘する事項なし

(2) 所見

投票率が低い傾向にある10~20代の若者世代に対し、選挙の意義を理解し関心を深めるための啓発活動により、政治参加を促し積極的な投票を働きかけるとともに、様々な年代や状態の有権者に対応した投票環境の整備に努め、五泉市全体の投票率向上を図られたい。